

経 済 労 働 委 員 会 記 録

開催日時 平成28年3月8日(火) 17:14～18:07

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

和田 恵治 委員長
松尾 勇臣 副委員長
山中 益敏 委員
川口 延良 委員
上田 悟 委員
安井 宏一 委員
荻田 義雄 委員
今井 光子 委員

欠席委員 なし

出席理事者 森田 産業・雇用振興部長
福谷 農林部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

議第52号 奈良県産業振興総合センター中期研究開発方針の策定について

議第53号 奈良県農業研究開発中期運営方針の変更について

(2) 2月定例県議会追加提出予定議案について

<会議の経過>

○和田委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会します。

本日、傍聴の申し出があれば、20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

それでは、早速案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりです。

審査に先立ち申し上げますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了承ください。

ます。

それでは、付託議案について、産業・雇用振興部理事、農林部長の順に説明願います。

○村上産業・雇用振興部理事（産業振興総合センター所長事務取扱） 平成27年10月9日、12月18日に、知事を委員長とする研究開発推進委員会で議論された内容とあわせて、平成27年11月26日、12月22日に開催した政策検討会議、平成27年12月11日、平成28年1月18日、2月22日に開催された本委員会においていただきましたご示唆を具現化していくため、奈良県産業振興総合センター中期研究開発方針を策定したいと考えています。

資料「奈良県産業振興総合センター中期研究開発方針」の1ページ、研究開発方針について第3本研究開発方針の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

第4中期研究開発方針ですが、基本方針として、5つの項目を基本方針とします。

2ページ、1 グローバルニッチトップ企業の創出・育成を目指した研究開発の推進です。県内企業が保有する技術シーズや製造ノウハウを最大限活用し、さらなる高機能や高付加価値化のための重点研究を実施することによって、ニッチトップ企業及びグローバルニッチトップ企業の創出、育成を目指します。

2 新産業分野の創出・育成を目指した研究開発の推進です。本県においても、将来にわたって成長が期待できる次の1から4の新産業分野を目標に定め、県内中小企業の技術力と専門性を活かしながら、それぞれの分野を横断した多分野融合型研究に取り組み、それらに対応できる企業の創出、育成を目指します。

1番目として、医療・健康分野、2番目として、エネルギー・環境分野、3番目として、宇宙・航空分野、4番目、生活関連として繊維、プラスチック、食品の分野です。

次に3 核となる技術の形成ですが、本センターにおいて核となる技術の形成を図り、蓄積を図りたいと考えています。3ページ、4 積極的な成果・技術の移転・普及です。

5 研究開発推進体制の整備です。①研究開発推進委員会の設置については知事を委員長とし、外部委員の参画を得、PDCAサイクルで毎年進捗状況をチェックしていきたいと考えています。②研究プラットフォームの構築については、今回の研究方針の中では肝ですけれども、重点研究テーマごとに産学官連携の研究プラットフォームを構築したいと考えています。4ページ、③研究企画部署の新設で、先に組織内示があり、研究支援室を新たに立ち上げ、外部資金の獲得に力を注ぎたいと考えています。④研究開発機器の充実です。⑤人材育成については大学や大学院、国の機関等々に派遣や人材交流を促進することによ

り、職員のスキルアップも図っていきたいと考えています。

2 重点研究テーマについては、基本方針に基づき、目指すべき 1 2 の製品分野を設定し、それに対応する 1 7 の重点研究テーマに取り組むこととしています。

5 ページ、1 番目、機能性醸造食品です。①機能性醸造食品の開発で、目指す主な製品例としては、肝臓の働きをサポートするお酒などです。

2 番目、酵素関連製品です。②酵素を活用した機能性糖に関する研究で、目指す製品例としては、血糖上昇抑制作用などの機能を有する希少糖の開発です。

6 ページ、3 番目、高機能材料です。③過酷な環境にも耐える高硬度かつ低摩擦な薄膜の形成で、目指す製品例としては、氷点下や真空中など過酷な環境でも使用できる低摩擦摺動ダイヤモンドライクカーボンの膜を有するシリンダーやオイル、燃料ポンプ等の開発を目指します。

4 番目、漢方関連製品です。⑤生薬を食品に利用するための加工技術の開発で、大和トウキなどの薬用作物の葉として使っていない根以外の葉や茎などの機能成分を研究し、目指す製品として、抗酸化、抗糖化、アンチエイジング等の機能を有するお茶などを開発したいと考えています。

7 ページ、5 番目、臨床用検査器材です。⑦インフルエンザ検査用スワブの開発で、外国製が大半を占めるシェアにおいて、日本製で開発したいと考えています。

6 番目、リサイクル製品です。⑧廃棄物リサイクル技術の開発の中で、炭素繊維強化プラスチック、いわゆる CFRP のリサイクルを目指し、車体フレームや建築資材を目指す製品としています。

7 番目、高機能透明プラスチックです。⑨透明プラスチックの機能性向上、目指す製品として、発電効率を高めるため、太陽電池用高集光性透明プラスチックカバーの開発に着手します。

8 ページ、健康に配慮した衣料・日用品です。はだしランニング用のソックスの開発や、履きたくなる、履いているのを忘れる、脱げにくくて、巻き爪、外反母趾等の予防効果が期待できるフットカバーの開発に着手します。

9 番目、IoT による地域情報開発システムですが、⑫ IoT による地域情報活用に関する研究に着手し、目指す製品例、システム例といったほうがいまいかがわかりませんが、資材の仕入れや在庫調整システム、人員配置システムなどの開発に取り組めます。

9 ページ、1 0 番目、ワイヤレス給電システム、⑬ワイヤレス電力伝送システムの研究

です。目指す主な製品例として、電源フリー型ヘルスケアシステム、体内埋め込み医療機器等への非接触給電システムの開発に着手します。11番目、振動エネルギー有効利用システム、⑮超音波加振による金属成形技術の構築で、目指す製品の主な例としてがん温熱療法ハイパーサーミアの体内埋め込み用チタンマイクロカプセルの開発に取り組みます。

10ページ、12番目、高機能産業機器部品です。水素関連技術の研究で、目指すべき製品例として、水素インフラ用高耐久性部品の容器、バルブ、パッキンなどの開発にも着手します。

奈良県産業振興総合センターでは、新市場開拓につながるための研究開発にスピード感を持って取り組みます。以上、産業・雇用振興部における付託議案です。よろしくお願ひします。

○福谷農林部長 農林部所管の付託議案、議第53号、奈良県農業研究開発中期運営方針の変更について説明します。

資料「奈良県農業研究開発中期運営方針」の1ページ、平成25年9月に知事をトップとする農業研究企画委員会で示された農業研究開発目標を達成するための具体的、中期的な方針として、奈良県農業研究開発中期運営方針を策定し、平成26年6月議会でご承認をいただきました。策定当初の中期運営方針の概要ですが、計画期間は平成31年度までの5年間で、研究の大目標として、薬用作物の安定供給、優良品種の育成、加工商品の開発と加工技術の研究、革新的な生産技術の開発の4つを掲げ、それらが大課題として、その下に中課題12項目と小課題27項目を設定し、生産者、消費者などの視点に立った研究開発をスタートをさせたところです。このたびPDCAサイクルに基づく運営管理が一巡したところで、4つの大課題の中で生産者、消費者等の視点に立ち、新たに解決すべき4つの研究課題を追加する必要が生じました。

3ページ、1つ目の研究課題は、生薬以外への利用に向けた生産技術の開発、トウキ葉の安定生産技術の開発です。従来、トウキは根を生薬として利用されてきましたが、近年、葉が食品として注目され、その安定生産が求められています。しかし、現状では葉を食べる害虫を防除する農薬がない、葉の収穫によって本来の生産の目的である根部、生薬の生産に及ぼす影響がわからない、葉の安定生産技術が確立していないなどの問題点があります。このため、農薬を利用しないで害虫を防除する方法として、害虫の侵入を物理的に防止する簡易ネットハウスや、葉と根の両方を安定的に生産する技術の開発に取り組みます。

続きまして、5ページ、2つ目は、従来より取り組んでいるイチジクなど、ならオンリ

ワン加工食品の開発に、奈良彩りドレッシングの開発を小課題として追加するものです。現在、奈良県には柿、イチゴなどおいしいブランド農産物や、大和まな、片平あかねなど、歴史ある伝統野菜がありますが、それらを用いた加工品は大変少ない状況です。そこで、観光立県奈良にふさわしいレストランなどでの食材や土産物になる県産農産物の加工品開発を目指し、県オリジナルの技術の粉末茶や柿タンニンなどを用いて大和茶、片平あかね、柿などの色や香りなど、農産物の素材の特徴を生かしたドレッシングの開発を行いたいと考えています。

7ページ、3つ目の研究課題は、脱化学農薬！微生物利用技術の開発、土壌への定着性を高めた微生物による土壌病害防除技術の開発です。土壌病害とは、土壌中の病原菌が作物の根に侵入して、作物の成長に影響を与える病害であり、著しい場合は作物が全滅します。しかし、従来使用されてきたガス化する化学農薬を用いた防除法では、ガスが有毒であるため土壌中に封じ込める必要があり、その作業に多くの労力を要することや、ガス漏れによる作業者の健康被害の懸念などの問題が生じています。また、周辺住民からの不安の声も多く寄せられているところです。このため、その方法にかわる防除法として、土壌微生物による防除技術の確立に取り組みます。

8ページ、4つ目の研究課題は、奈良にふさわしいパイプハウス雪害対策技術の開発、耐雪対策技術の開発、雪おろし技術の開発です。平成22年から平成26年の期間において、県内でも31ヘクタールのパイプハウスで倒壊などの雪害が発生しました。しかし、従来の被害回避方法である屋根と地面を支柱で連結する方法や、直管パイプや針金で補強する方法、高強度パイプでハウスを建設する方法は、奈良県よりも豪雪地帯の研究であるため、耐雪強度が課題であり、作業性や設置工法、コストに問題がありました。このため、奈良県の積雪量を前提とした雪害対策技術を開発をし、あわせて迅速かつ省力的な雪おろし法の開発を行いたいと考えています。

9ページ、2研究企画機能の充実について、新センター内に研究企画推進室を設置をし、行うこととしていましたが、研究企画推進課で対応することとしましたので、課室名を入れない形に修正し、文言の整理を行いました。

奈良県農業研究開発中期運営方針の変更については、平成27年11月26日、12月22日に開催した政策検討会議並びに平成28年1月18日に開催された経済労働委員会において説明し、検討をいただきました。以上、農林部所管の付託議案です。ご審議よろしく申し上げます。

○和田委員長 ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。なお、その他の事項については、後ほど質疑を行いますので、ご了承願います。

○今井委員 資料「産業振興総合センターの研究開発方針」の4ページ、外部資金獲得とは具体的にどのようなことを想定をしているのかをお伺いします。

それから、ここに記載のテーマ以外で、必要な研究や支援などについてはどう考えておられるのか、繊維はありますけれども、靴下の問題などもここには入っていませんが、どう考えているのか教えていただきたいと思います。

それから、農業研究開発中期運営方針ですけれども、こういうものがあるということで、農業関係の方に見ていただき意見を聞いてきました。まず、こういう方針があったことを知らないという意見があり、ずっと何年かずつの研究をしてきていると思うのですが、いつからいつまでどんな研究をして、その成果がどうであったかという資料を後で結構ですので、いただけたらと思います。

それから、宇陀市や明日香村で大和トウキの生産がされているようですけれども、生産者の意見としては、草取りなどに労力がかかるけれども、それに見合った収益がないという声も出ており、規模や技術などによってもいろいろ違うかと思えますけれども、こうした声もありますので、収益に結びつく支援をぜひお願いしたいと思います。

それから、優良品種の育成で、アスカルビーや古都華など、店にも並ぶようになってきて、味的にも大変いいものができてきていますが、古都華などは生産者に苗の普及が制約をされて、生産者や市場の広がりが限定的だという意見などがあり、県で研究開発をするものは県の生産者に広く普及をして、奈良県のイチゴということで、もっと広げていくのが必要ではないかと考えています。苗の普及が制約をされているということで何か、聞いていることなどがありましたら教えていただきたいと思います。

○村上産業・雇用振興部理事（産業振興総合センター所長事務取扱） 外部的資金獲得ですけれども、平成28年度も獲得を目指しています。JKAいわゆる日本自転車振興会や、その他、NEDO、文部科学省の科学研究費助成事業や、JST、経済産業省の科学技術振興機構の外部資金について獲得を目指したいと考えています。

靴下については、資料「奈良県産業振興総合センター中期研究開発方針」の8ページ、はだしランニング用ソックスの高機能化に関する研究において、医療・健康、生活関連で、足の接触感触をよりはだしに近い感覚で、足の裏を鍛えるというものや、今はやりのフットカバーですけれども、非常に履き心地がよくて、さらに巻き爪や外反母趾の予防効果が

期待できるフットカバーの開発にも着手したいと考えています。

これ以外のテーマで需要があればどうするのかですけれども、随時の共同研究や試験依頼については応じています。さらに、5ページに、以上のことを踏まえ、5つの基本方針に基づいて目指すべき12の製品分野を設定し、それらに対応する17の重点研究テーマに取り組むとしておりますが、なお、産業界のニーズや社会情勢、経済情勢、今後の国、県の施策の変化に応じて適宜テーマの追加や見直しを行うこととしています。以上です。

○和田農業水産振興課長 委員のご質問にお答えします。

まず、方針を知らない農家が多いというご質問でしたけれども、農業研究開発センターでは成果発表会を現在少なくとも年1回はしています。それについては、ホームページ等や関係機関を通じて発表会をしますというお知らせをしていますので、今後もこのような機会をつくっていきたいと考えています。

2点目に、大和トウキの質問です。ただいま中期運営方針にも説明していますが、トウキについては生産から販売流通まで一貫通貫で、漢方メックプロジェクトを通して、今頑張っています。特に生産部分については、従来から小規模で栽培されているのがトウキでしたが、いわゆる機械化体系や、除草剤の新規登録に向かったの活動などを通じて低コスト生産に向けた研究開発や育苗については、現在の種苗よりもより生産性の高いものを開発ということで、生産コストの低減に努めるところです。販売については、製薬関係の需要もありますし、先ほど説明もありましたが、葉っぱ等の活用も含めて商品化に努めるところです。今後トウキが生産者がつくって採算性が合うような経営を目指して頑張りたいと考えています。

最後に、イチゴの古都華ですけれども、現在、古都華についてはJAならけんと一つの営農組合と栽培についての許諾契約を結んでいるところです。これらについては、当然県内の農家だけに限って許諾契約をしていますけれども、ほとんどの農家の方が古都華について栽培できる状況にあると認識しています。

○和田委員長 要望があったこれまでの実績の資料は、委員会が終わってから、出せるか出せないか相談していただきたい。今井委員、それでよいですか。

○今井委員 はい。これ以外のところにおいても、そのときに応じていろいろしていただけると伺いましたので、さまざまな支援等、今後ともしていただきたいと思えます。

それから、古都華ですけれども、ネットで見ただけなので果たしてそうなのかわからないのですが、奈良県で9軒の農家しか古都華の栽培がされていないということで、それで

古都華で調べたら、こんなイチゴのたくさん絵がついたホームページが出てきまして、古都華フェアというのがありました。とてもおいしいミルフィーユの古都華を使った案内ですけれども、これは株式会社ひらまつのホームページに古都華のイチゴのデザートが載っていたのです。これはこれで奈良県のもを提供してもらうことはいいことだと思うのですが、研究の成果を、幅広く県内の農業者にも生産してもらって奈良県のいいもの、この研究に相当な、9年ぐらいの時間をかけて研究開発されてきたということですので、それについては広く奈良県として、量的にもふやしてやっていただきたいと思っているのですが、特に希少価値で値段を高く販売しようということではないのでしょうか。その点をもう一回伺いたいです。

○和田農業水産振興課長 今把握している古都華の生産者の数は、約70名おられます。栽培面積も約5ヘクタールあります。今後もブランド化に向けて古都華については栽培面積の拡大を図っていきたいと考えています。

○和田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○和田委員長 それでは、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○和田委員長 ただいまより、付託を受けました各議案について採決を行います。

採決は、簡易採決により一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○和田委員長 それでは、お諮りします。

平成28年度議案、議第52号及び議第53号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議はないと認めます。

平成28年度議案、議第52号及び議第53号については、原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、2月定例県議会追加提出予定議案について、産業・雇用振興部長、農林部長の順

に説明願います。

○森田産業・雇用振興部長 それでは、2月定例県議会追加提出予定議案の、産業・雇用振興部のご説明を申し上げます。

2月定例県議会追加提出予定議案の概要、Iの予算のうちの補正予算です。平成27年度奈良県一般会計補正予算（第5号）の一部について、説明します。

3ページ、国庫返還金で、長らく緊急雇用の取り組みを進めていましたが、本年度、いよいよ事業の満了が近づいており、事業実施期間満了等に伴う基金残余の国庫返還金として、緊急雇用創出事業臨時特例基金8億7,679万6,000円です。

これは当該基金を活用した事業のうち、平成26年度に事業が終了した起業支援型地域雇用創造事業と平成27年度に事業終了予定である地域人づくり事業の2つのタイプの事業の残余额の返還です。起業支援型地域雇用創造事業は、起業後10年以内の県内事業者における雇用創出を図るための事業の終了に伴って確定した事業費の残額、地域人づくり事業は、地域の実情に応じた多様な人材の育成、並びに賃金の上昇等の処遇改善を図るための事業について、本年度まだ継続していますので、継続中の事業を除いた事業費の残余等について精算した結果生じた基金残余额を国に返還するものです。

なお、この2つの事業で実施した事業費としては約9億6,000万円余りで、328人の雇用創出を行っています。

次に、11ページ、契約等のうちの権利放棄についてです。中小企業近代化資金貸付金及び小売商業高度化資金貸付金の2つの貸付金について、県が有する債権を放棄しようとするものです。1つ目の中小企業近代化資金貸付金は、中小企業者の設備の近代化を支援するために国の補助を受けて県が貸し付けを行ったもので、今回放棄しようとする債権は1件、金額は48万1,000円です。2つ目の小売商業高度化資金貸付金は、県内の小売商業の振興を図るために、県が単独で貸し付けを行ったもので、今回放棄しようとする債権は1件、金額は233万5,000円です。

これらの債権については、昭和48年度及び昭和62年度にそれぞれ貸し付けを行った後、経済情勢などの変化により債務者等が倒産するなどしたため返済が困難な状況となりました。今般、回収不能と判断した2つの案件について、県としても繰り返し債務者の訪問を行い、督促も行い、また金融機関の債権回収業務経験者を未収金対策に専従させるなど、債権回収に努力を重ねてきたところですが、これ以上回収を継続しても、法的手続費用や人件費などの経費が回収見込み額を大幅に上回る状況となってきたために、債務者の

資産等の状況を再度精査した上でやむを得ず債権を放棄するものです。

本件の概要及び権利を放棄しようとする理由は以上のとおりであり、地方自治法第96条第1項第10号の規定によって議決をお願いする次第です。

続いて、3の報告として、報告事項が2件あります。

まず、1件目、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告です。競輪事業の特別会計の件で、平成27年度奈良県営競輪事業費特別会計補正予算第1号、車券発売金の増加に伴う車券払戻金等の増額です。経済労働委員会産業・雇用振興部資料の1ページ、平成27年度奈良県営競輪事業費特別会計補正予算について、平成28年2月23日に専決しています。補正予算の内容として、歳入予算、車券発売金として14億円、歳出予算、車券払戻金として10億5,000万円、開催に伴う義務的経費のJKA交付金、県外発売に要する経費の委託場外開催経費等として2億649万4,000円、将来の施設整備に備える県営競輪施設整備基金積立金として1億4,350万6,000円です。

次の2ページ、県営競輪事業における車券発売金の状況です。奈良県営競輪場では主催する競輪レースの車券売り上げの増大に向けて、包括外部委託業者と連携して取り組みを進めています。その結果、これまで当初の予想を上回るペースで車券売上額を確保してきました。そして、平成28年2月20日の土曜日から開催したGⅢ奈良記念春日賞争覇戦の最終日の2月23日火曜日時点において、本年度の売り上げ実績総額が当初予算で見込んでいた車券発売金100億5,900万円を超え、今後開催予定のレースでの売り上げも考慮しますと、車券発売金の合計額が123億5,900万円と見込まれることとなりました。また、売り上げの増加に伴い、車券払戻金等の必要経費も増大し、春日賞の最終日である2月23日をもって県営競輪事業費特別会計の平成27年度の当初予算額112億6,300万円を超えることが確実となり、車券払戻金を確保する必要もあることから14億円を増額補正することとして、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定による専決処分をしたものです。また、同条第3項の規定により、報告、承認をお願いするものです。なお、平成27年度奈良県営競輪事業費特別会計について、専決処分による補正予算額14億円を加えて、総額126億6,300万円となります。

2月定例県議会追加提出予定議案の概要の12ページ、報告の2件目です。地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について、奈良県手数料条例の一部を改正する条例で、職業能力開発促進法施行令の改正に伴って、条文の整備を行うための所要の改正です。平成28年2月5日に専決しています。法律の施行令改正に伴い、引用条文の

条ずれが起きましたので、所要の改正です。

経済労働委員会産業・雇用振興部の資料の3ページ、奈良県手数料条例の一部を改正する条例において、技能検定合格証書の再交付手数料及び技能検定試験手数料について規定している職業能力開発促進法施行令の引用条項が改正により変更となったため、所要の改正を行ったものです。新旧対照表を5ページから6ページに記載しています。なお、法令の改廃に伴う当該法令の条項を引用する条文の整備は、知事の専決処分事項とされています。

以上、産業・雇用振興部所管の2月定例県議会追加提出予定議案について説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○福谷農林部長 続きまして、農林部関係の議案についてご説明します。

2月定例県議会追加予定議案の概要の3ページ、増額補正の国庫返還金ですが、国の震災復興関連予算で造成をした森林整備加速化・林業再生基金の不用残高を返還するため、記載のとおり2億385万1,000円の補正をお願いするものです。

4ページ、減額補正です。農業研究開発センター整備事業で、施設建設工事の入札不調に伴い、複数の施設を1期と2期に分割、再発注としましたが、その2期工事、交流サロン棟を平成28年度予算としたことから、本年度予算額に不用が生じたことなどにより7億4,000万円の減額補正をお願いするものです。

5ページ、繰越明許費補正の新規分です。土地改良事業で、工事の騒音対策や境界の確定等に係る地元調整に不測の日数を要したことなどにより、合わせて1億200万円余の繰り越しをお願いするものです。

次に農道の整備事業で、地図訂正等に係る地元調整に不測の日数を要したことなどにより、1,800万円余の繰り越しをお願いするものです。

農地防災事業で、堤防の土質が想定以上に悪く、その対策に要する設計及び工法検討に不測の日数を要したこと等により、合わせて4,800万円余の繰り越しをお願いするものです。

建築物木造木質化推進事業で、事業主体において、地元同意に不測の日数を要したことなどにより事業のおくれが生じたため、300万円余の繰り越しをお願いするものです。

林道整備事業で、工事進入路ののり面が崩壊したこと等に伴い、事業主体において事業のおくれが生じたため、7,900万円余の繰り越しをお願いするものです。

7ページ、林道災害復旧事業で、運搬路の災害などにより現場への資材の運搬が不可能

となったこと等により、事業主体による事業のおくれが生じたため、6,400万円余の繰り越しをお願いするものです。

続いて、変更分です。農業研究開発センター整備事業で、平成27年12月にガラス温室等の新設工事が入札不調となり、再入札の必要が生じたことや、温室工事と連動するほ場整備工事の工法検討に不測の日数を要したことにより、記載のとおり繰越額の変更をお願いするものです。

土地改良事業で、工事施工に当たり必要となる通行どめに係る地元調整に不測の日数を要したことにより、記載のとおり繰越額の変更をお願いするものです。

農地防災事業で、工事に当たり必要な排水を行うための施設が破損していたため、ため池の水位を低下させるなど工法の検討に不測の日数を要したこと等により、記載のとおり繰越額の変更をお願いするものです。

治山事業で、資材運搬路の設置等に当たって地元との調整に不測の日数を要したことなどにより、記載のとおり繰越額の変更をお願いするものです。

繰り越しについては、従来より定期的に進捗会議を行い、進行管理に努めてきたところですが、より一層の進行管理に徹底に努め、早期完了に向け取り組みたいと思っています。

11ページ、Ⅱ契約等の権利の放棄について農林部に係る8及び9の2件について、説明します。

まず、8奈良県中央卸売市場から撤退した事業者について、破産法の規定による破産手続廃止の決定が確定したため、同事業者が県に対して未払いとなっていた施設使用料、水使用料、電気使用料、下水道使用料の3件、337万2,000円余の市場使用料について、まことに遺憾ながら債権の回収が不可能となったものです。

続いて、9農業改良資金貸付金を貸し付けた農業者について、民事再生法の規定により免責が確定しました。そのため、県に対して未払いとなっていた4件、436万1,000円余について、これもまことに遺憾ながら債権の回収が不可能となったものです。

これらの債権について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、それぞれ議決を求めるものです。

以上が、農林部所管の2月定例県議会追加提出予定議案です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○和田委員長 ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。なお、質疑はただいまの説明のありました案件に限らせていただきますので、ご了承願います。

○荻田委員 農林部長から説明のあった2月定例県議会追加提出予定議案の概要の7ページ、変更で治山事業で、補正前が1億3,690万円が3億円という大台にのるのはどういふことか説明してくれますか。補正前の予算では、1億3,690万円で恐らく請負契約をされたのでしょうか。それが、補正後に3億2,316万円になったというのを教えてください。

○伊賀森林整備課長 治山事業については、当初の資材運搬の索道等の用地の交渉等を含めて……。

○荻田委員 これは、1件の工事ですか。

○伊賀森林整備課長 違います。全体で8カ所の工事になっています。各市町村別ですが、治山に関しましては8カ所の工事になっています。補正前の1億3,690万円に対して、増額が1億8,626万円になっています。これは、国補正の対応が2カ所のものと、資材運搬用仮設道の選択に当たって地元調整がかかったものが6カ所ということです。

○荻田委員 予算を立てて実際に施工をするに当たって、1億円なら1億円でやりましょうということで、それぞれやったのでしょうか。けれど、いろいろな工法検討や国の補助金が減額されたなどによって拡大をされたというところもあるのでしょうか。しかしながら、本体が1億円であるのに、3億円になると。こういうことはなかなか、そんなことはあるのかという感じがしましたがそれはそれとして、間違いのない形でやっていただいていたら、それは結構です。

○松尾副委員長 同じような質問ですが、農業研究開発センターの整備事業で、補正前1億7,904万6,000円、補正後18億9,910万4,000円と、4ページで減額が出ていると思うのですが、7億4,000万円となっています。1億7,000万円と7億4,000万円を足しても到底19億円にならないので、当初の契約金額と理由を教えてください。

○角山農林部次長（なら食と農の魅力創造国際大学校・農業研究開発センター開設準備室長事務取扱） 繰り越しの理由です。施設建築工事、温室ハウス新築工事において入札不調が発生して、再発注による契約着手がおくれたために工期が遅延し、また、建築基礎部分の土質が想定よりも悪く、工法検討等に不測の日数を要したためです。あわせて、温室ハウス新築工事の不調に伴い、ほ場整備工事の路面舗装の工程検討に不測の日数を要したこと、土砂の搬出方法について、隣接民家との同意を得るのに不測の日数を要したために

繰り越しをお願いしています。

○福谷農林部長 先ほどの萩田委員の質問の答弁と同じになるのですが、治山事業は全体で仮に10億円の工事があります。そのうち、1億円を繰り越し予定でした。ところが、地元調整に不測の日数が生じたので、そのうちの2億円をふやして3億円になりました。だから、全体では変わっていないということです。副委員長の質問に対する答えも恐らく同じになり、全体事業費は把握をしていないのは、申しわけないですが改めて報告します。

○和田委員長 それでは、ほかにございませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○和田委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

これをもって、本日の委員会を終わります。